

## 第 8 回府中市学校施設老朽化対策推進協議会の開催結果

- 1 日 時 平成 3 0 年 8 月 1 0 日 ( 金 ) 午後 2 時 3 0 分 ~ 午後 4 時 3 0 分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎 3 階第 5 会議室
- 3 出席委員 1 2 名 ( 五十音順 )  
金子崇裕委員、河井文委員、佐伯義夫委員、志水清隆委員、  
柴崎金勝委員、田中友章委員、田中英樹委員、田辺昭委員、  
内藤治委員、松本幸次委員、村越ひろみ委員、森岡耕平委員
- 4 欠席委員 2 名  
宇都宮聡委員、長谷川紀子委員
- 5 出席職員 事務局 ( 学校施設課 )  
関根部長、山田課長、藤原課長補佐、遠藤主査、七里主任、  
川原事務職員
- 6 傍 聴 者 0 名
- 7 内 容 ( I ) 議題  
ア 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フローについて  
イ 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成と文部科学省  
「学校施設の長寿命化計画」の対応について  
ウ 第 5 章 2 ) 「本計画の特徴」について  
エ その他
- 8 配布資料 資料 2 0 ( 8 月 1 0 日改正版 ) 各教室・各部屋の整備方針  
資料 3 8 府中市の新たな学校づくりの向けての検討フロー  
資料 3 9 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成に  
ついて  
資料 4 0 文部科学省「学校施設の長寿命化計画」への対応に  
ついて  
資料 4 1 第 5 章・第 6 章の検討フロー  
資料 4 2 第 5 章 2 ) 「本計画の特徴」と協議会からの意見  
参考 1 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案  
参考 2 第 5 章 2 ) 「本計画の特徴」と協議会からの意見に  
ついて ( 一覽 )

## 会議録

事務局 皆様こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から「第8回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催いたします。会長よろしくお願いたします。

会長 皆様こんにちは。今日もお暑い中、そしてお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。それではただ今から「第8回府中市学校施設老朽化対策推進協議会」を開催させていただきます。なお本日の会議の予定ですが、議題の内容が多岐に渡っているため、概ね2時間半程度を目処に進めていきたいと思しますのでご協力のほどよろしくお願いたします。

はじめに、事務局に確認しますが、本日の傍聴の申出の状況はいかがでしょう。

事務局 本日は、傍聴の申出はありません。

会長 分かりました。それでは次に進みたいと思います。委員の皆様の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

事務局 本日は、宇都宮委員、長谷川委員から欠席とのご連絡をいただいております。また、森岡委員につきましては現在出席状況を確認しているところです。

今日4時半に田中委員から中座する旨のお申し出をいただいておりますのでご報告させていただきます。現在11名の委員の方にご出席いただいております、出席人数が過半数を超えておりますので本日の会議は有効に成立しております。以上です。

会長 ありがとうございます。次に、前回議事録の確定をしたいと思っております。既に委員の皆様には事前に送付していますが、何か修正等の連絡が事務局にありましたでしょうか。

事務局 委員の方から、文言の修正のご連絡をいただきました。軽微な修正でしたので、説明は省略させていただきますが、本日は、修正内容を反映した議事録を確定版として、皆様の机に置かせていただいております。

会長 ありがとうございます。

それでは、本日、前回議事録を確定し、今後、事務局において市政情報公開室や市のホームページ等で公開することとします。

なお、配布された議事録のうち、黄色く着色している部分は、委員個人を特定する表記が含まれていますので、公開時には削除いたします。

続いて、お手元の次第に従って議事を進めますが、はじめに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

事務局 それでは、確認をさせていただきます。本日は、会議次第のほか、後程ご審議いただく議題に関わる資料として、事前に6点、送付させていただきます。その資料が、

資料20 (8月10日改訂版)各教室・各部屋の整備方針

資料38 府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー

資料39 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成について

資料40 文部科学省「学校施設の長寿命化計画」への対応について

資料41 第5章・第6章の検討フロー

資料42 第5章 2)「本計画の特徴」と協議会からの意見、となります。

また、合わせて、参考資料として、事前に2点送付しております、

参考1 府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案

参考2 第5章 2)「本計画の特徴」と協議会からの意見について(一覧)となります。

なお、参考1については、現段階では作成途中となりますが、次回の第9回では、協議会からの答申となる計画素案としてご確認いただく予定としておりますので、本日は参考に配布しております。また、参考2については、資料42に引用している協議会委員からの意見の一覧を記載しているものとなっております。

この2つの参考資料についてですが、参考1は現在作成中の計画素案であること、また、参考2は委員名が記載されている資料であることから、議事録公開時は非公開としたいと考えております。

これらの資料については、郵送又は電子メールで事前送付しておりますので、本日は電子メールで送付させていただいた方には、紙媒体の資料を机に置かせていただいております。

資料につきまして、不足等はありませんでしょうか。よろしければ本日の資料につきましては、以上でございます。

会長 ありがとうございます。それでは、本日の議題に入りたいと思います。

はじめに、議題1の「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。恐れ入りますが、資料38「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」をご覧ください。

この資料では、これまでの協議会の議論の経過と、本日議論いただきたい内容を示しております。

全体的なスケジュールについては、前回まで提示していたものから、大きな変更はありませんが、資料の一番下に、今回答申としていただく、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成に対する、協議会での対応状況について、記載をしております。

それでは、本日の内容を説明する前に、前回までの議論を振り返らせていただきます。

上段の視点(1)防災、地域連携、教育施策などの重要な課題に対し、第1回から3回まで、「全学校共通の学校施設の整備方針の論点」を整理し、各諸室等の標準的な仕様を定めるため、学校施設整備方針を作成することといたしました。右に移りまして、第4回では、「各教室・各部屋」では、それぞれの大きさやつくり、避難所や地域開放に必要なものについて、また、「ゾーニング」では、各諸室を教育環境面や地域開放面での日常的な使いやすさについて、また、災害時の利用を想定した配置について、具体的なご意見を頂戴しました。

右隣、第5回から前回の第7回では、これからの府中市が目指すべき学校施設像を示させていただき、それを達成するため、一番上の「全体整備方針」について審議するとともに、その下の「配置方針」について、「校舎内」と「校地」に分け、審議を行ってまいりました。また、その下、「諸室整備方針」として、「全体整備方針」を、各教室・各部屋に落とし込みを行うため、第5回、第6回では普通教室や管理諸室、特別教室、共用部などの諸室ごとの整備方針について審議を行い、前回は体育館・プール・校庭について、ご意見を頂戴しております。

次に、中段、視点(2)個別課題でございますが、前回は「学校ごとの一人あたり面積」として、校舎・校地面積に、児童生徒数の規模と増減予測を組み合わせた分布図により、各学校の状況と老朽化対策の状況について、整理を行いました。

次に視点(3)の共通課題として、防災面の整備方針や環境面の施策に関する導入の考え方を整理しました。

第1回から第7回までの議論した内容については、資料一番下の、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の黄色枠の記載のとおり、「学校施設の現状と課題の整理」、「全体整備方針の確認」、「配置方針(校舎内・校地)の確認」、「諸室整備方針の確認」を行っており、答申として提出される計画素案においては、第1章から第6章にその内容を記載しております。

右に移りまして、本日、第8回では、答申骨子ということで、次第2で計画素案の章立ての確認、次第3で第5章に記載する「本計画の特徴」の確認を行いたいと考えております。

なお、本日、議題とした内容については、議論する時間も限られておりますので、協議会終了後にご意見等がございましたら、8月20日(月)までに、学校施設課へメールまたは文書等でお伝えいただければと思っております。

なお、次回、第9回は最終回となり、答申案を示させていただき、計画全体の確認と、計画の中の、第7章及び8章に記載する、学校施設整備スケジュールと整備費用の見通し、継続的運用方針について、ご議論いただきたいと思います。説明は以上となります。

会長 ただ今、事務局から「府中市の新たな学校づくりに向けての検討フロー」として、本日の審議テーマと今後のスケジュールについてのご説明をいただきました。主に今日は、次第2と3にある章立ての確認をしていただくのと、本計画の特徴、ここが色々ご意見頂戴する部分かと思しますので、これを中心に議論していくこととなりますけれど、これらの内容についてご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員から、「特になし」の声あり)

特にないようですので議題1の説明は確認いただいたということで次に進ませていただきたいと思えます。

それでは、議題2の『府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成と文部科学省「学校施設の長寿命化計画」の対応について』に進みたいと思えます。

それでは、資料の内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは説明いたします。本日、参考資料として、参考1「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画素案」を配布しておりますが、この議題2では、資料39・40により、計画素案の章立てについて、確認いただきたいと考えています。

それでは、資料39、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成について」をお開き願います。

シート下段、シート2「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画の構成」をご覧ください。

これまでの7回の協議会では、府中市の学校施設の現状や課題を情報共有した上で、今後の老朽化対策の考え方や、新たな学校づくりに関して、議論を行ってきました。

このシートでは、これまでの協議会の内容を踏まえ、計画素案の構成を示しています。

本計画は「第1章 本計画の背景と目的」から「第8章 継続的運用方針」までの8章立てで構成しており、第1章から第4章の「学校施設の現状と課題」までは、主に「府中市の学校施設の現状や課題」等の情報共有を行った部分を中心に記載しています。

第5章「府中市の目指す学校像」から第8章までは、これまでの協議会でのご意見や、本日と第9回の協議会のご意見を踏まえ、記載していきたいと考えております。

なお、この後の議題3で、第5章及び第6章について、審議を行ってまいります。

それでは、資料を1枚めくっていただき、シート3「1章 本計画の背景と目的」をご覧ください。

シート3は、1章の「計画の背景と目的」となりまして、「1)背景」から「4)対象施設」の4つの項目を記載しております。

なお、「3)計画期間」については、第9回で整備スケジュールとともに、この計画の対

象期間をお示しさせていただきます。

また、「４）対象施設」でございますが、現在、小・中学校を対象としていますが、今後、国から、各教育施設についても学校と同様に、個別の施設整備計画の策定を求められることが見込まれており、平成３１年度末の計画策定時に、給食センターや八ヶ岳府中山荘、教育センターを対象施設とする場合がありますので、今回の資料では対象施設として記載をしております。これらの施設を計画に含む場合については、八ヶ岳府中山荘や教育センターが公共施設マネジメントプランのモ出る事業の対象となっていることから、その検討結果も踏まえながら、作成してまいります。

次に、ページ下段、シート４から、資料を１枚めくっていただきまして、シート５までが、「２章 本計画の位置付けと関連施策」についてとなりまして、「１）上位計画・関連施策について」から、「４）府中市公共施設マネジメント推進プラン」の４項目を記載しており、国や都の「教育に関する関連計画」や「公共施設の老朽化対策に関する関連計画」、また、本市の総合計画や公共施設マネジメントとの関連について、記載をいたします。

次に、資料下段のシート６、「３章 府中市の教育」では、「府中市の目指す教育内容」として、第２次府中市学校教育プランに掲げる教育方針を掲載し、その方針の実現に向けた学校施設の整備との関連について、記載します。

資料を１枚めくっていただきまして、シート７から、シート１３までは、「第４章 府中市学校施設の現状と課題」についてとなりまして、「１）現状の学校施設の配置」から「１０）財政」までの１０項目を記載しております。

シート７の「１）現状の学校施設の配置」、「２）学校施設の現状」では、現在の学校施設としての現状について、資料下段、シート８の「３）４）小・中学校の現状」では、それぞれの施設・児童数等の状況を記載しています。

資料を１枚めくっていただきまして、シート９の「５）学校施設の老朽化」では、平成２６年度から２８年度に実施した「老朽化対策調査」の調査結果について、資料下段、シート１０の「６）児童・生徒数と校舎・校地保有状況」では、「児童・生徒数の推移」や「校舎・校地の保有状況の他市比較」等を記載しています。

資料を１枚めくっていただきまして、シート１１の「７）新しい教育ニーズへの対応」では、「少人数・習熟度別指導への対応」など、５つの項目を記載しています。

資料下段、シート１２の「８）災害時の一次避難所」では、一次避難所について、資料を１枚めくっていただきまして、シート１３では「９）地域連携」として「地域開放と複合化」、及び「１０）財政」について、現状と課題を記載します。

資料を１枚めくっていただきまして、シート１４からシート１５では、「５章 府中市の目指す学校像」として、２項目を記載しております。

はじめに、「１）目指すべき学校施設及び全体整備方針」については、これまでの協議会で議論をしたとおり、５つの目指すべき学校施設に対して、８つのコンセプト、２０項目の全体整備方針を記載しております。

全体整備方針について、前回、校庭や体育館、プールの議論を行ったことを受け、赤字で記載した、2(3)「子どもたちの体力や運動技能の向上に資するよう、運動のしやすさに配慮した学校施設を整備します」という内容を、追加させていただいています。

資料を1枚めくっていただきまして、シート15では、「2)本計画の特徴」を掲載しております。

「本計画の特徴」につきましては、「全体整備方針」から「諸室整備方針」をつなぐ項目として、新たに追加したもので、議題3で詳細について説明させていただきます。

資料を1枚めくっていただきまして、シート16「6章 諸室整備方針及び標準仕様」でとして、3項目記載をしています。

「1)学校施設の耐用年数」では、鉄筋コンクリート造である学校施設の耐用年数を60から65年とすること、「2)学校施設整備の考え方」では、築年数が50年を超える学校施設が多いことから、改築を中心に施設整備を行うことを記載しております。また、「3)諸室整備方針及び標準仕様」は、『資料20(8月10日改訂版)』として、一覧を配布しております。

ただ今の第5章、第6章の内容については、議題3でご審議いただきたいと考えています。

次に、「7章 学校施設整備スケジュールと整備費用の見通し」、「8章 継続的運用方針」については、第9回で委員の皆様にご説明をさせていただき、ご意見を頂戴する予定であります。

ここまでが、府中市学校施設改築・長寿命改修計画の章立てと主な内容となります。

続きまして、資料40「文部科学省 学校施設の長寿命化計画への対応について」をお開き願います。

これまで説明を行ってきました、「府中市学校施設改築・長寿命化改修計画」につきましては、文部科学省から平成32年度末までに、学校施設の個別施設計画を策定することが求められています。この策定にあたり、文部科学省から、「長寿命化計画」の構成案が示されていますので、資料40では、府中市学校施設改築・長寿命化改修計画との比較を記載しています。

資料40の見方ですが、左の表が『府中市学校施設改築・長寿命化改修計画』の構成、右の表が『文部科学省「学校施設の長寿命化計画」』として示す構成、その表の右に「府中市の計画の該当する章」を記載しています。

また、左の表と右の表とで比較し、対応している場合は、同じ色で着色をしています。

右の表は、全て着色されておりますので、本計画の構成は、文部科学省で示す「計画の構成」を踏まえたものとなっておりますが、引き続き、本計画の内容が文部科学省の計画の構成から、項目として漏れることがないように、確認をまいります。資料の説明につきましては、以上となります。

会長 ありがとうございます。ただいま資料39と40を使って今回の計画の構成、主

に章立てがどうなっているか、ということと、最後に資料40で文科省の解説書にある一つの模範的なものと、今回作ろうとしている計画がどういうふうな違いがあるのかということをご説明いただいたということになります。ご説明があったように、文科省の解説書で一つの形が示されているのですけれど、これまで7回議論をしまいいりましたので、その中で力点が置かれているところもあったりしますので、それらを踏まえた形で、今回資料40の左側にあるような8章構成にさせていただいているということと、5章、6章あたりは少し議論をした部分を中心に書き加えていただいているということかと思います。この5章、6章のことは後で議題3のところで詳しく議論しますので、まずはこの章立てを確認していただくということを獲得目標として、この件、この章立ての内容、計画の中身構成などについてご質問やご意見があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

みなさんが考えられているようなので、先ほど私から言ったことですが、一応文科省の解説書にあるものを、もれなく含有する形で今回こういう形で組んでいただいて、前半の4章までを現状の把握と共有という形で後半の5章から8章までを、これまで中心的に議論してきたというものに組み替えているということですが、結果として同じ順番に色が並んでいるわけではなくて、黄色や緑のところは少し厚めになっている、あるいは紫、7章に集約しているということになっているのですが、この再編上、事務局で案を作る時にお考えになったことがあれば少し補足していただけますでしょうか。

おそらく、今日この厚い素案が初めてみなさんのお手元にいっていると思いますので、こちらについては、今日読み込めないと思いますので今日の議論、あるいはそのあともう一度持ち帰って読んでいただいて、ご意見を詳しくいただくことになると思います。気になるのはその辺りだと思いますので、これを作られる過程で何か意識されたことがあれば補足していただければと思います。

事務局 今回、府中市で皆様に検討していただいております学校施設の改築・長寿命化改修計画については、文科省に外れないように作るということが一番最初に考えておりますが、今後、日本全国の学校施設が老朽化を迎えることによって、計画的に改築をする自治体はこうやって必ず工程表を作成しなさいという話でした。この計画が今後何になるかというと、補助金をいただく場合に、計画的にやるのかという確認の資料として提出することになるだろうと、予測しているところでございます。今回、文科省の右側にある、章立て等を見させていただくと、解説書は基本的にはありきたりの内容でまとめられております。しかしながら、文科省が必要とされる項目についてしっかりと策定することが重要であると定められておりますが、今回私たち、皆様と一緒に作っているこの計画というのは、やはり標準仕様、このあと第5章・第6章等でご議論いただくところを、特に文科省がそこまで力を入れないような仕様となっているところになります。この項目で一番皆様とお話をして、意見交換をして、重要なところにつきましては、しっかりと計画的に学校施設の改築を進めていく。その改築を進める場合には府中市として組織や人が変わってもこの計画がある以上、



一定の要素が担保されていくというところに主眼を置きましたので、このあと第5章・第6章で再議論をいただきますけれど、主旨として学校施設課として府中市の教育委員会として、そのところについて文科省とは少し違うところを意識しているところでございます。

会長 ありがとうございます。委員どうぞ。

委員 1点だけ。資料40の中で会議の対象としてみていて、気になった点がありまして、第4章の第10項目、財政という案をあえて項目立てしていらっしゃるのですけれど、今回仮にいただいた素案ということで、いただいた資料、どんな内容で入っているか見てみたのですが、財政という記載が27ページに頭出しということで記載が入っているので、参考に皆さんと共有をした方が良いのかなと思っておりますけど、もし簡単に説明出来るのであれば中身を説明していただきたいと思います。この数字の根拠の考え方が分からない点がありまして、簡単に言いますと「過去10年の平均48.9億円です」という整備費用がこの部分まで含まれているかという質問と、2点目で28.8億円とございますが、この数字は考え方が何なのか、その辺がお分かりであれば教えてください。

素案についてそれぞれ質問をされるのでしょうかけれど、今、共有出来ることがあれば、要するに建物を大きくした場合に費用が大きくなると思いますが、その辺のことを教えてほしい。

事務局 計画素案ということで、ここに記載している財政の中身についても検討段階ではあるのですが、現段階で載せているものにつきましては、今までの改築をしている学校の実績では改築後に1.5倍くらい大きくなっていく状況がありましたので、そのまま作っていくと更新費用がかなり大きく膨らんでいきますということを載せている資料となっております。整備費用の48.9億円と28.8億円の中身の精査については改めてしたいと思っており、本日具体的な数字の根拠をきちんと説明できませんので、次回、整備費用については説明したいと思います。

会長 これは次回、精査いただくということでよろしいでしょうか。

事務局 会長1点よろしいでしょうか。委員から27ページを、皆様も目を通していただいたということで補足なのですが、今、事務局から説明がありましたが、基本的には28.8億円から、今後1.5倍の43.2億円の整備費用がかかるというこの数字の根拠を改めて示すということですが、ここで何が言いたいかというところだけは捉えていただきたいのは、公共施設が全体的に老朽化した場合に学校施設だけでも全体の43%を占めておりますので、今後改築を順次やっていった場合に公共施設全体の経費がかさんでしまう。その場合にみなさんが真剣にご議論いただいた公共施設の複合化や地域開放がより合理的に実

施することによって、場合によってその費用を低減出来るということを今後見込んでいかなければならないということになりますので、委員のご質問は、委員もお気付きなられていると思いますが、その辺につきましてもこの計画でしっかりと表現し、訴えていかなければならないと認識しています。

会長 よろしいでしょうか。これはまだ素案なので、今のご質問については、最終的には精査していただくということですが、財政の部分等はまだ定まっていないところもあるので、今日は財政面についての課題があるということを確認していただき、現状としてどうであるかを把握することが大事だと思います。その時に、ある種では試験的なものも含まれているわけで、財政的に過度に絞り込んでしまうと、質的な面で充実した整備が行えず、学校施設にかえてきてしまいますし、そこをある程度今まで議論してきたわけです。仮に、学校施設の整備費用が、財政的に大きな支出を伴うとなった時に、学校以外の公共施設における整備費用が40.1億円から変わらないのであれば、その中から、公共施設の複合化や地域開放等をより合理的に実施することによって、学校施設が担える部分もあるのかもしれないですね。そこはいくつかの考え方を整理していただいて、数字は数字でいきなり書くと一人歩きするのですけれども、考え方のフローというのは少し整理していただいた方が良くもしいかなですね。他いかがでしょうか。

委員 第3章が府中市の教育ということで、これは府中市教育委員会の学校教育プランがあって、現状があって、目指すべきというところでタイトルのつけ方が、第5章が府中市の目指す学校像というふうになっていて、これだけ見ると、府中市の教育方針に基づいて目指す府中市の学校教育がこうあるべきだという流れに受け取るんです。内容から見ると、目指すべき学校施設となっているので、ここの第5章のタイトルは府中市の目指す学校施設とした方が分かりやすいかなと思いました。

委員 加えて、同じようなことを言おうと思っていたのですが、府中市の教育がここの素案の中にぺらっと1枚あるというのがすごい違和感があって、これはここにあって良いのかなと疑問に思っています。この章立てはどのように考えたのかなと伺いたくて。それこそ、今仰っていた目指す学校像のところの学校像というのとは違うように感じたのですが、3章と5章が一緒になってうまくできないのかなと感じます。

委員 目指すべき学校教育の在り方があって、それを実現するための学校施設の在り方はこうです。という説明だとずっと入りやすい。章が分かれていると違和感があります。

会長 まず、これは今日に至る過程でも少し議論があったところだったので、まず事務局からご回答いただいて、少し私の方でも整理を付け加えて必要ならば少し議論をしたいと

思います。

事務局 ご意見ありがとうございます。確かに、第1章から第4章までが背景とかそういう現状だと思います。委員が仰っていただいたとおり、委員もこのところについては、「府中市の教育」というところで一致されているということなどのご意見だと思っています。今、ご意見ではと思ったので、ここで流れを作らないといけないと思いました。私たちが資料を作る中で、学校施設から学校像を作りたいという思いがあるのですが、実際は教育プラン2-1、目指すべき教育方針があって、教育の姿がそれを実現するために、実現しやすくするために学校施設があるという流れを改めて再認識いたしましたので、ここについての表現については改めて見直しを含めて検討させていただければと思います。ありがとうございます。

会長 若干補足させていただくと、文科省の解説書にある章構成というのは、右側にあるような形で、あくまで学校施設の長寿命化計画ですので学校施設としてのハードウェアのことを粛々と書いていくような内容が中心なのです。なのでこの学校施設の目指すべき姿という、割かし遠くを見据えた方針も施設のことについて(2)でこのあと書いてある。ところが、左側の私たちが作ろうとしているこの計画案については、かなり前半で現状の共有というのを詳しくやっていますので、現状の共有の中には当然ながらソフト面の教育の府中市の上位計画や今までやってきたことが書かれるべきですので、3章の府中市の教育ということで扱われているということですね。それに対して第1章から第4章が、ある意味第一節で前半の共有部分が終わって、私たちの目指すべき学校施設は、ということで、ここで議論したことを明確に打ち出して、そこからソフトはソフト、ハードはハードで書いていきましょう、ハードだけでは出来ない部分をこうしましょう、と書かれている構成で、後半の第2節を作ろうということ考えたわけです。見方を変えると、第5章の府中市の目指す学校が書いてあるところは、第2節の頭の方針をしっかり書いておく部分として章が立っているという構成になっている。ですから、もしかしたら章のタイトルがちょっと誤解を生むのかもしれませんが。私個人としては、これをくっつけてしまうと、混ざっちゃうので前半と後半を明確に分けて、後半の私たちが議論したことを示す部分の頭にこのことをしっかり書いておくということは、出来ればここで共有させていただいて、その章・節のタイトルをどうするのかというのは引き続き検討していくことにしたいのですが、両委員、何かご意見等はあれば付け加えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

委員 今のお話ができるようなタイトルのつけ方があれば、府中市の教育の現状があって、その後府中市の目指す学校像、というタイトルになっているので分かりづらいのかなと思ったので、この部分も修正していただければと思います。会長が仰った主旨が理解出来ていて、今私たちはこの何か月か協議してきた部分が凝縮されているのは第5章になる

ので、その部分を大切にしたいというのは、私は賛成します。

会長 そうですね。委員いかがでしょうか。

委員 主旨はよく分かりました。府中市の教育を前段にもっていってはいけないのかね。章に入れなければいけないものなのか。

会長 府中市の教育自体は教育の計画として上位のものがあるので、その他の第2章でその他の上位計画を列記しているのと同じように、第3章に特出してそれを整理し直しているということなので、私たちが議論したこととは関わりなく、上位計画にあるものをここに書いてあるということになります。5章の頭のところからなので、もしかしたら5章のタイトルは少しこだわりたいところかもしれません。

事務局 私たちも改めてみなさんのご意見・ご議論を聞きながら、資料14ページを見させていただきました。今、両委員が仰っていただき、会長からご意見をいただいたところですが、実は第1章から第4章までを受けた、私たちが一生懸命作ろうとした学校施設のバックボーンを第1章から第4章まで書いて、第5章に章立ての名前は「府中市が目指す学校像」ということになってしまっているのですが、実は14ページにも書いてある1から6までには、学校像ということを実現するための学校施設という表現が全部書かれている。資料39の14ページです。

ここの1から6まで書いてありますけれど、ここの分類を読ませていただきますと、「子供たちが毎日を健康で安全・安心に生活し学ぶことが出来る学校施設」。ここまでこういうふう書いてあるのであれば、第5章はまだ検討はいたしますが、方向性としては、府中市の目指す学校施設ということであればずっと入ってくるのかなと思いました。委員が最初仰っていただいた表現を軸に、検討していくことが自然なのかなと思います。1章と4章については課題、背景、そして一番忘れてはならない府中市の教育プランに基づく府中市の教育方針、それを受けて初めて第5章になって、では私たちがここで議論してきた学校施設は何なのか、どういったものを目標にしていくのか、ということが第5章から始まるということですので、それを踏まえて改めて5章の名称については検討させていただきたいと思えます。

会長 はい。これは引き続きご検討いただくということになると思えます。ちょっと気になるのは、学校施設と言ってしまうとハードなイメージが強いです。例えば少し和らげるのであれば、府中市が目指す学校施設の在り方など。その辺は次回までに事務局の方で検討していただいて再度示していただくことにしたいと思えます。

その他、この構成等について章立ての確認についてご意見やご質問ございますでしょうか

か。よろしいでしょうか。

ないようですので議題2は以上としたいと思います。それでは次に、議題3の「第5章2）『本計画の特徴』について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。議題に入る前にご報告なのですが、森岡委員が学校の公務で遅れていましたが、こちらに今向かわれているということですので、ご報告いたします。

それでは、資料を説明いたします。

資料41「第5章・第6章の検討フロー」をご覧ください。

前回までの協議会では、目指すべき学校施設に対して、その実現のため、全体整備方針を議論してまいりました。さらに、その全体整備方針を受け、各諸室がどのような整備を行っていくか、その考え方については、「諸室整備方針」、具体的な大きさなどは「標準仕様」として整理を行いました。

この「全体整備方針」と「諸室整備方針」とのつながりを考えた際に、今まで協議会の議論の中で挙げられている、『「教育環境の充実」、「避難所」、「地域開放」といったテーマが諸室整備方針の中では分かりにくくなっていること』、『諸室整備方針に留まらない、横断的な内容についても議論を行ってきた』ことから、「全体整備方針」と「諸室整備方針」をつなぐ位置付けとして、計画のポイントを整理し、「本計画の特徴」として、まとめることとしました。

その検討フローをその下の図で示しております。

一番上の青枠は、第5回の協議会で議論をしております、「目指すべき学校施設及び全体整備方針」となります。この全体整備方針は今までの協議会の中で、内容を確認いただいておりますが、協議会の議題テーマ別に簡単に分類すると、1～3が「教育環境の充実」について、4が「地域開放」と「避難所」について、5と6が「その他」とすることができます。

次に中段の赤枠で囲った、第5章の「本計画の特徴」として、先ほど説明したとおり、協議会でのテーマとなっていた、「教育環境の充実」と「地域開放」、「避難所」、「その他」に分類した上で、今回の計画の特徴となる内容を整理しています。この内容については、これまでの協議会の中で皆さんからご意見をいただいていたものを多く含んでおりますので、資料42でご説明いたします。

そして、一番下の青枠は、第5～7回の協議会で議論を行ってきました、諸室整備方針及び標準仕様についてとなりまして、本日は、校舎内の各諸室に加え、前回、第7回で議論を行った体育館、プール、校庭の諸室整備方針を、資料20（8月10日改訂版）として、本日資料配布しております。

議題3では、これまで議論を行っていない、赤枠で囲んだ「本計画の特徴」について、ご意見を頂戴したいと考えております。

資料39のシート15をお開き願います。こちらに、「本計画の特徴」の全体像を記載しております。

先ほど説明したとおり、「1 教育環境の充実」については、「(1)配置方針」から、「(5)その他」の5つの項目に分類し、その下に特徴を記載しています。

「2 地域開放」については、3つの特徴を記載しています。次に、「3 避難所」については、4つの特徴を記載しています。「4 その他」については、「(1)建物計画」と「(2)その他」の2つの項目に分類し、その下に特徴を記載しています。

続いて、資料4 2「第5章 2『本計画の特徴』と協議会からの意見」をお願いします。

資料1枚目の下段、シート2をご覧ください。

先ほどの「教育環境の充実」、「地域開放」、「避難所」、「その他」の項目ごとの特徴について、上側の黄緑色の囲みに記載しております。その下の水色の四角囲みには、その特徴づけを行うに至った、「委員からの意見」を入れております。

「1 教育環境の充実」の「(1)配置方針」では、「校庭は、日照を出来る限り採り入れられるよう、配慮する」、「普通教室は、自然光を出来る限り採り入れられるよう、配慮する」、「普通教室は、防犯・安全面を考慮し、2階以上に配置出来るよう配慮する」、「管理諸室は、防犯・安全面を考慮し、1階に配置出来るよう配慮する」を特徴としております

その下の委員からの意見として、1の(1)配置方針全体について、「校地内の配置を考えるに当たって、個別条件に基づいてメリット・デメリットを洗い出し、複数の可能性を検証することが重要。また、全体を俯瞰してどのように優先順位をつけるかも重要。」

その下、では、「校舎は南を向いていて、校庭は南にあるべき。」

では、「普通教室・学習室は基本的には南側に配置したい。」

では、「保健室は、救急車両が横付けできて、急病人を円滑に運べる点で1階に配置したい。」また、校長室については、「校長室からも校庭に出られるのが良い」という意見もがあった一方で、「最高機密があるため校長室から外との出入りが出来ない方が良い」という意見もありましたが、受付機能などの他の管理諸室との関係性などを考慮し、の記載としております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート3をご覧ください。

(2)普通教室では、「生活に必要なスペースや多様な学習形態に対応出来る教室サイズを確保する」、「落ち着きがあり、集中しやすい学習空間を確保する」、「机・いす・ロッカーは新JIS規格に対応した大きさとする」、「多様な学びに対応出来るよう、ICT環境を整備する」、「十分な掲示スペースを確保する」、「手洗いは、設置しない」を特徴としております。

その下、委員からの意見については、では、「出来るだけ音が反響しないようにする」、「それなりの閉鎖性が必要である。」では、「ランドセルの大きさがB5版サイズからA4版となり、後ろの棚はランドセルしか入らなくなった。」では、「ユニバーサルデザインの観点から前方の掲示スペースはすっきりさせる。」

資料下段のシート4に移りまして、では、「手洗い場については、教室の外に共有で設

置した方が良い」という意見があったほか、「児童数が多い学校では一斉に手洗い場に人が集中してしまうことが留意点」として挙げられました。

資料を1枚めくっていただきまして、シート5をご覧ください。

「(3)特別教室」では、「使用率の低い諸室が生じないように、出来る限り集約化・兼用化を図る」、「学級数と時間割に基づき、教科の授業時間数を計算し、使用率を勘案して必要な諸室数を確保する」、「児童・生徒の集いの場や主体的・対話的で深い学びが出来るよう、メディアセンターを設ける」を特徴としております。

その下の委員からの意見として、 に対し、「和室等で稼働率が低いものは必要があるか、稼働率が低いのであれば兼用化することで、利用価値を上げることが出来る」という意見を踏まえております。

資料下段、シート6に移りまして、「(4)管理諸室」では、「チーム学校の実現に向け、全ての教職員や事務職員が執務する校務センターを設ける」、「学校経営を円滑に行うため、応接機能と打合せ機能を備えた校長室を設ける」、「教職員が働きやすい環境を整備する」を特徴としております。

その下の委員からの意見として、 では、校務センターについて、「校長への来客対応などに組織的な対応が取れる」、「考え方として非常に良い」という意見があった一方、「情報管理の面で、事務室と職員室は分離しておくべき」という意見をいただきましたが、チーム学校として、全ての職員が学校経営に関わるという点を重視し、 の記載としています。

では、「校長室を広めにとって会議の場と応接のスペースを取れたら良い」。

では、「先生方の働く環境を向上させることが子供たちの教育に非常に良い効果をもたらすのではないか」という意見を踏まえ、記載しております。

資料下段のシート8に移りまして、「(5)その他」では、「少人数教室を実施するため、学級規模に応じて学習室を設ける」、「複数の学級活動や多様な学習活動の場として、視聴覚機能を有した多目的ルームを設ける」、「全校に特別支援教室を整備する」、「廊下は、通路としての役割に加え、手洗い機能、展示・掲示機能、コミュニケーション機能、諸室との連携機能などの付加についても考慮する」、「校庭は、クレーを原則とする」、「校庭の芝生化を実施する場合は、使用制限や維持管理の手法などに十分配慮する」を特徴としております。

その下の委員からの意見として、 では、「少人数教室で使用する教室をパーティションで仕切れるようにしてあって、習熟度別の人数配分にしたがって、教室を分けていくという学校があった。」

資料を1枚めくっていただきまして、シート9に移りまして、 では、「個人収納は廊下より教室の中の方が良い」、「水道は教室の外に出して数を増やす方が良い」、「教室が主たる学習の場であるが、それ以外の場所をうまく使って、学年や分野を超えた交流などにも活用するという議論が出ている」というご意見を踏まえ、 の記載としています。

では、「新しく整備した十中のクレーのグラウンドは砂埃も少なくすごく良くなった。」

では、「芝生化の範囲や品種を変えるだけで管理や手間が変わってくる」とのご意見をいただき、それらを踏まえた記載としています。

資料下段、シート10をご覧ください。

「2 地域開放」では、「校庭・体育館・武道場は、地域開放を行う」、「地域のニーズに合わせ、校舎の一部の諸室（家庭科室・多目的ルーム・会議室・和室）についても、地域開放を行う」、「地域開放する諸室は、セキュリティ区画を設ける」、を特徴としております。

その下の委員の意見として、では、「色々な世代の人たちとの交流を図ることは、地域のコミュニティを作る上で重要なため、教室や体育館など、1つでも開放してほしい」。また、「学校の余裕教室を活用し、高齢者のサロンとして活用が出来ないか」、「会議室を文化センターを利用でき中った人の受け皿になるよう地域開放する」といった意見を踏まえております。

次に、「学校を多機能にするためには、セキュリティ・ゾーニングが大切なため、通常教室棟や特別教室棟のように棟を分けたらどうか」、「貸し出す教室を校舎の端に集中させ、外階段をつける形で開放する」、「地域開放する場合は、教育で使用する部分とシャットダウンする整備が必要」というご意見を踏まえております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート11をご覧ください。

「3 避難所」では、「体育館は、災害時の避難所としての運用を想定し、エントランスやトイレ、情報通信設備等の必要な附属機能を設ける」、「校舎の一部の諸室（家庭科室・多目的ルーム・会議室・和室）を開放し、要援護者等の避難スペースを別途設ける」、「避難所で利用する体育館や諸室は、原則として1階に配置し、セキュリティ区画を設ける」、「防災倉庫は、体育館に隣接する」、を主な特徴としております。

その下の委員からの意見として、では、「府中市内の改築校や他市の事例であるように、体育館のエントランスを広く、スロープの設置も検討してほしい」、「体育館に多目的トイレを設置してほしい」。

シート12に移りまして、「高齢者や障害者に対応出来るトイレを設置してほしい」。

では、「体育館以外のスペースで過ごすことが求められる人もいるので、体育館以外に避難生活出来るスペースを確保してほしい」、「高齢者や乳幼児、障害者で体温コントロールが難しい人の場合、多目的ルームや会議室などのどこかの部屋で空調を確保する必要がある」、「和室や武道場などは、高齢者や障害者は避難生活をする上で助かる」。

では、「避難所として使用するのであれば、1階でないとアクセス面で使いにくい」、「ハケ下の浸水の被害が想定されている学校で避難所を1階に想定して良いのか」。では、「防災倉庫は体育館と隣接させた方が良い」といった意見を踏まえております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート13の「4 その他」では、「(1)建物計画」で、「公立学校として、公平な教育環境を確保する」、「温もりと落ち着きのある空間づくりや環境面に配慮し、木質化を図る」、「ユニバーサルデザインに配慮して、誰でも利用



しやすい学校とする」、「維持管理がしやすいつくりとする」廊下の両側に諸室を配置するなど、建築的な工夫により、面積の抑制を図る」陸屋根の利用状況も踏まえた上で、温熱環境や維持管理にも考慮し、勾配屋根を採用する」児童数の状況に応じて、パーテーションなどを設置しフレキシブルに対応出来るつくりとする」児童数の状況に応じて、柔軟に対応出来るよう、必要に応じて鉄骨造を導入する」環境に配慮した設備は、環境教育の効果に加え、コスト面や災害時の使用を総合的に考慮し、導入を検討する」の9つを特徴としております。

その下の委員からの意見として、では、「子どもたちの教育環境をどうやって保証していくのか、最低でもこの大きさを確保するところを計画の中で押さえておく方が良い」児童数が減らないという想定に対して、出来る限りマックスの状態で作っていく方が良い」。

シート14に移りまして、では、「多目的トイレの場所によって変えることで、色々な人が使いやすいトイレになる」。

では、「トイレは最低限、掃除がしやすく、清潔であれば良い」では、普通教室はパーテーションで仕切って、少人数教室にも活用出来ることも有効」では、「地域開放を行うために諸室を別頭の鉄骨造建てにするのは良い方法と思う」といったご意見を踏まえております。

なお、については、「現在、木材を利用した学校は市内にはありませんが、温もりと落ち着きのある空間づくりや環境面にも配慮し、校舎内外の建具などに木材を取り入れていきたい」と考えており、項目として記載しております。

また、については、「現在全ての校舎が陸屋根と呼ばれる屋上がある形状としておりますが、その利用状況も踏まえた上で、最上階の温熱環境や屋上の維持管理面にも考慮し、こう配屋根を採用すること」を項目として記載しております。

資料を1枚めくっていただきまして、シート15、「(2)その他」では、「各諸室の利用目的に合わせた備品を採用する」重層体育館・武道場は築年数が浅いことから、改築は行わない」児童・生徒が利用者となる学童クラブ、放課後子ども教室は、複合化を行う」他の公共施設では、学校周辺の公共施設の状況を把握し、児童生徒数の動向を踏まえた上で、各学校の建築条件に見合った複合化を検討する」児童数の状況に応じて、他の施設との複合化や小中一貫校、小中学校の統廃合、学区の見直しなどを検討し、適正規模・適正配置に努める」の5つを特徴としております。

その下の委員からの意見として、では、「作業台については、車いすの利用も考慮し、一部で可動式のを導入してほしい」では、「文化センターの位置付けと学校施設の位置付けを考えていく必要がある」といったご意見を踏まえております。

なお、については、「重層体育館や武道場は築年数が30年弱となっており、築年数が浅いことから、現段階での老朽化対策では改築は行わないこと」としたものです。

最後に、前回まで提示していた、「諸室整備方針」について、一部追加を行いましたので、

ご説明いたします。

資料20（8月10日改訂版）の1枚目をご覧ください。

1番上の「普通教室」の「つくりについて」の5つ目の黒ポッチ「落ち着きがあり、集中しやすい学習空間を確保するため、廊下と区切ることが出来る仕様とする」を、これまでの協議会での議論を踏まえ、普通教室は閉じた空間として整備するという大きな考え方がありましたので、追記しております。

次に、3枚目をお開き願います。

左側の区分「校庭・体育館・プール」について、前回の議論を踏まえまして、資料20に項目として追加しました。

なお、「校庭」の「つくりについて」の2つ目から4つ目のポッチは、前回の校庭の材質の議論を踏まえ、「クレーを原則とすること」、「近隣住宅への騒音・砂ぼこり等の影響を出来るだけ避けるため、配置やグラウンドの材質に配慮すること」、「芝生化を実施する場合には芝生の範囲や芝生の品種に留意すること」としております。説明は、以上となります。

会長 どうもありがとうございました。かなり盛りだくさんな内容を一通りご説明いただきました。先ほど資料41を中心に説明いただきましたように、これまで多岐にわたって議論していただいた内容を、今回の検討案の中では5章の全体整備方針と、本計画の特徴という6章の諸室整備方針にまとめていくということになります。5章の(1)と6章の(3)についてはすでに今まで議論をしてきて、かなりそれを落とし込んでいただいているということで、今日は特に新しく示していただいた5章の(2)というのがこの2つを繋ぐ役割をしているとともに、諸室整備方針や標準仕様で細かく仕様を決めているところのうち、特に府中市の計画の特徴として私たちがここで議論してきた一番中心的な部分を拾い出して要点を書き起こしていただいていることとなります。ここは重点的に見ていただいて、ご意見等いただけるとよろしいのかなと思っています。今日いきなりご説明いただいたので、場合によっては後日に意見を追加していただくのも結構です。今日の時点でお気付きの点があれば、ご質問やご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員 5章で説明をいただいたのですが、資料40の文科省の長寿命計画で黄色の帯の部分(4)、学校施設の規模・配置計画等の方針というような項目がありますが、それが府中市の計画には入っていない形になっているので、先ほどご説明をいただいた5章の中身を詰めていった時に、現状の学校敷地では収まりきらない場合もあるのかなと思っています。近隣の隣接地を購入する、また、今現状の敷地内にあるものを敷地外に出すという検討も将来的に起こる可能性もあるのかなと思っています。多分それをしないと、計画でご説明いただいた部分の施設が現状の敷地の中で収まらない可能性もあるので、その部分も含めて学校施設の規模・配置という部分が5章の中にあっても良いのかなと思います。項目に規模というものが入っていなかったと思うので、その辺考慮していただいても良い

のかなと思いました。

会長 はい。この点いかがでしょうか。事務局。

事務局 今回の配置計画の方針の部分で、具体的に文科省が示すところは委員が仰っている内容になりまして、標準的な規模を超えた学校があった場合、将来的にどのように対応していくのか等についても、文科省の長寿命化計画の構成例では、学校施設整備の基本的な方針として、項目立てを行っております。他市の記載例も掲載されております。こちらの考え方については、先ほどの「特徴」の中で4の(2)で入れさせていただいているのですが、この内容については、適正な児童生徒数の規模をどのように定めるのかということに関わってきますので、そういった内容についても触れながら記載をしていきたいと思っております。

会長 今のご意見の部分については、4のその他の(2)のその他のに諸所の課題に対する対応が書かれているので、ここに含めていくという方針だということですので、今のご意見を踏まえてこの文言を少し検討いただくということになると思いますがよろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

委員 その他の(2)の重層体育館・武道場は築年数が浅いことから、改築を行わないということで、府中市内に現状6校あるというふうになっていますけど、この部分についてはバリアフリー化できていないところをどうやって手当てをするのか、しないのかということの言及はないのでしょうか。

事務局 重層体育館の中で、エレベーターがついている重層体育館があります。また、バリアフリー化、ユニバーサルデザインという表現で実際に避難所としてライフラインがストップしてしまうということになると、全てのエレベーターが動かなくなるということが懸念されています。今のご意見をこの計画に反映させるか検討することになるかと思えます。一方でこの会が始まる時に長寿命化改修計画と合わせて大規模の改修計画、既存の学校につきましても改築を待っている間に老朽化していくので、その維持管理の中で大規模改修計画も策定してまいります、ということをご説明したと思えますので、入れるとしたらその中で大規模改修ということになると思えます。そこで検討する材料かなと現状では思っています。

会長 よろしいですか。他いかがでしょうか。

委員 4その他の(2)その他 児童・生徒が利用者となる学童クラブ、放課後子ども教

室は複合化を行う、というところを詳しく聞きたいと思います。

会長 文言の意図とするところですか。複合化を行うというのはどういうニュアンスなのかということで良いですか。

事務局 実際に敷地の中に学童クラブがない学校は7校ございまして、基本的には学童クラブは学校の敷地の中に取り込みたいということも含めて、複合化という表現を使っています。建物を学校と一体化して作るかどうかということについては、各学校の状況を踏まえて判断していくべきなのかと思いますが、学童については築年数がまだ20年を超えたという築年数の比較的浅い施設ですので、学校の配置計画をそれぞれ考える時に、仮設校舎を敷地内に建てた際に、学童の建物が邪魔になって仮設が建てられないという場合には建替えとなりますが、そうでない場合には、学童を継続して使用するという選択肢も含めまして、各学校の建築条件を見ながら、対応を検討していくことになるものと考えております。

委員 私の認識の中だと、学童クラブと放課後子ども教室は別ものだと思っていて、いずれ一緒になるという方向性がずっとあったと思うのですが、学童クラブが学校内にある、ないには関わらず、あってもなくても別に行動していると思う。ですからこの複合化という意味が理解できなかったのですが。

事務局 今の、ここを所管しているのが児童青少年課になるのですが、学童クラブの複合化はちょっとハードルがあるかという部分があります。施設を持っていますので、施設を持っている中で今、事務局が言ったように築年数があります。とはいえ、児童青少年課の要望と運営の中でいえば、改築時の老朽化がマッチングしてきた場合には、学校の中に取り入れてもらえると非常にありがたい。また、セキュリティ区画を分けていけば、先生たちと学童クラブの先生たちとの連携もあるのですが、そういうところの壁を取っ払うことができれば複合化のすることでメリットがあるというふうに見ています。

一方、放課後子ども教室については、今ある学校施設の色々な諸室を活用してやっている。ここの複合化の意味は、放課後子ども教室の専用の部屋を設けることを複合化というふうと考えております。ですので、その複合化を実施することによって、放課後子ども教室の運営が非常に安定するということが考えられます。今は例えば理科室の一部を利用してやっていたり、家庭科室の一部を活用して運用していただいているのですが、学級数が増加した場合には、運営する部屋の調整に苦慮するなど、運営が不安定な面もあります。この複合化については、児童青少年課や現に委託をしている業者が放課後子ども教室の空間としてどのようなものが良いのか、改めてヒアリングを行いながら、学校施設内に組み込んでいきたいと考えています。これが放課後子ども教室の複合化というふうに現状では捉えております。

会長 これは難しいですね。おそらく、施策面で整備統合しなければいけない部分があって、されど、それと並行して学校施設の改築があるので、施設面でいえば施策面の整備統合を先行する意味でも、そういうような学校施設への複合化あるいは適正配置というのを先に進めておいた方が良いという考え方を共有出来るかどうか。本来は施策面の整理統合が先あって、それに乗っ取って計画が進められていって改築がされるというのが筋なのですが、今回は何度も行われなような改築が必ず起こるので、起こるタイミングで施設整備を少し先行させるのも、先を見据えた施策面の整理統合を取り込んでおくべきなのかどうかということです。それがある程度方針が定まるのであれば、そういう書き方をしておいた方が、施設の整備としては明確になるのだと思うのですが。施策面の話と、施設の話がごっちゃになっているので、少しそこは整理をしていただいて書き方を工夫していただきたいなと思いますがいかがでしょうか。

事務局 委員の皆様の言わんとすることが今改めて理解できました。委員のコメントでいただきました、場合によってはそうなるかもしれませんということで、それぞれ所管している省庁も違いますし、その辺も十分踏まえたくうで、放課後子ども教室については私の今のご説明でもご理解いただけたかと思えますけれども、学童クラブと同じような要素を複合化するのが、はたして学校施設の在り方として良いのかどうか。学童クラブの在り方と放課後子ども教室の在り方を児童青少年課の動向を注視しながらうまく複合化出来るものは取り込んでいきたい、という表現に変えていきたいと思っています。

会長 他いかがでしょうか。

委員 学童クラブと放課後子ども教室についてあまり詳しくないのですが、実態としての使われ方、それぞれ所管省庁が違うので難しいことが多々あると思うのですが、自治体によっては放課後子ども教室、学童クラブを一つにしている自治体もあるということを知ったことがあります。そういう意味で言ったら、自分としてはそれぞれが独立しているというよりも、1本化なりして設備を更新する時にはコンパクトな形で出来る方法も、もしかしたらあるのではないかなと、その辺も検討の土俵には載せておいていただいた方が良いのではないかなと思います。この議論の中では、各教室の整理の中で、多目的ルームというのが、学校には必ず小学校についても設置されるのであれば、自分の勝手なイメージであれば、放課後子ども教室はそこでやられるのかなくらいで思っていたのですが、そうではないというニュアンスなのではないでしょうか。そうすれば新たに学童クラブ、放課後子ども教室含めて、一体的に運用できればそれでも良いのではないかなと思うのですが。

会長 今の委員の意見は、言い換えると、今回地域開放のこともかなり議論してきていま

すので、おそらく地域開放する場合のセキュリティ区画をどうするかというゾーニング分けの中では、そういうゾーンが必ず生まれてくる。学童クラブにしる、放課後子ども教室にせよ、そのゾーンに置かれる教室や諸室を使うという考え方をするのであれば、おそらく整合するのではないかと。そういうニュアンスと理解すればよろしいでしょうか。

施設面からすると、そういうようなゾーニング、セキュリティの議論がされているので、そこを使うということをおある程度先行して考えていけば、先ほど整理した施策面での整理統合は後からついてきても困ることにはならないのだと思いますが、今の話でいうと、その他のその他(2)の中での話でもあるのですが、2の地域開放に関する部分の諸室、のあたりとも関係してくるのだということになってくるのかなと思いますが。それでよろしければ、そういう共有のもとに表現を検討いただくということでもよろしいでしょうか。

その他いかがでしょうか。重ねて申しあげますが、今回諸室の資料ですので、詳しくは読んでいただいて、本編も目を通していただいて意見をいただければありがたいと思うのですが、今日の時点でご質問ご意見があればまだ時間があるようですのでいかがでしょうか。

是非まだご意見いただいている方がいらっしゃったら、せっかくの機会ですので。

次回までに内容を詰めていただくことになるとと思いますが、私の感想を少し申しあげると、特に「その他」のあたりも含めて断定調で書いてあるところが結構あるんですね。断定調で書いてあることについて、割と新しい取り組みだったりするものがあって、例えば木質化の話ですとか、廊下を中心とした面積の抑制の話、勾配屋根の話、鉄骨造の話。この辺は必ず出来るかどうかは分からないことが、断定的に書いてあるので、この辺は書き方の工夫が必要かなという印象を持っております。これは次回までに少し詰めていただければ良いのかなと思います。いかがでしょうか。

委員 今回のその他(2)、まずこの会自体、自分は学校としての施設の会議だと思っていたのですが、に関しては学区の見直しなどということまで謳ってしまうのはどうなのかなという気はするのですけれど。率直な疑問です。

会長 最後の難しい残ったところが、ここに全部書いてあるということなんだと思います。おそらく今の議論は、先ほど資料40で文科省のひな型の関係で整理をして間を繋ぐところで5章の(2)があるということなのですが。

逆にいうと、もう一つの考え方をするとそういうものは第8章で書くのはどうなのかなということが考えられる。第8章に財政のこととか、効率のこととか書かれているので、その宿題を5章でどこまで引き受けるのか。ここの部分は議論をしていますが、おそらく結論は出せない。これは市の方の施策の展開ということで、きちんと結論だして書いて頂くということになるので、もう一つの考え方では、そこの役割分担を整理するのであれば、5章で引き受けず8章に送ってしまうという考え方もあるかもしれませんね。この辺は両方だと思えます。

委員のご意見としてはその辺の難しい宿題が全部残っているのが不思議な感じがするという感じですか。事務局からは何かコメントはありますか。

事務局 学区の見直しについては、委員がご指摘いただいて、確かにこの協議会で議論していないというところがあります。実は学区について事務局内での議論も相当ありました。ここの表現について、学区の見直しを検討し、ということをし少し強く言っていますが、改築する場合に補助金ありきではないですけれども、適正規模についての議論は避けて通れないと考えております。文部科学省でも、学校規模についてはそれぞれの基準を持っておりまして、一つの事例では府中市立第二小学校は過大規模校という位置付けで、東京都でも屈指の過大規模校となっております。そのままの状態で継続するとは思わないのですけれども、改築した場合、そこで均等化することによって、費用面が分散されてある程度、費用面でも均等化される。大規模校になると逆にお金がかかるとか、色々な問題が出てくることを推測しているのですけれども、だからといって学区の見直しを検討し、というところまでの表現は確かにこの協議会では議論はなかったので違和感があるのかなというところは改めて感じました。そういうことを踏まえますと、ここの表現については、学区の見直しについて適正規模について考えることは、そういったところの表現は入れさせていただく中で、もうちょっとソフトな表現に変えるかは検討させていただきたいと思います。いずれにしても、事務局としては、今後の全体計画を見た場合に、適正な規模の学校にすること、学区はある程度ならしていかなければいけないというところが避けては通れないところでありますので、そこはご理解いただきたいなと思っております。学区の見直しというのは平成24年度、本市がトライしまして、なかなかうまくいかない部分がございました。教育委員会としても、学区の見直しは地域が子供たちを育てるという面からも非常に難しいというのは、当然捉えているところですので、そこについての表現につきましては、改めて皆様にお諮りしていきたいと思っております。

委員 今の話ですけど、先ほどの議論の中で校地が足りない場合、土地を取得して云々という話が出ましたけれど、現実問題として府中の中で土地を取得するにもお金がかかるので、一般論でも校地を広げるところまで本当に出来るのかということとは言えることなのではないかと思っております。子供たちの教育の機会を均等にするという中で、一方は狭い校舎が作られている。かたや、少し余裕があるところがあるのであれば、それぞれ子供たちが均等に教育を受けるという観点からいくと、ある意味では学区を跨いで学校を移ることも視野に入れておかないといけないのではないかと、私は逆の意見を持っています。

会長 はい。先ほども整理したように5章はあくまで学校施設の在り方を書くので、出来れば関連する事項は含むにしても、それを掘り下げていっちゃうと、もともとの「本計画の特徴」で示したいところがぶれてしまうので、この辺の記述の抽象度の在り方、具体性の在

り方などを含めて検討いただくということによろしいでしょうか。その他いかがでしょうか。

私から1点細かなことをお聞きしたいのですが、素案について拝見しているのですが、例えば今議論している「本計画の特徴」でいうと、素案の34ページがそれに当たるんですね。最初のところをみると、いかに府中市が目指すべき学校施設を実現するために取りまとめた本計画を示すと書いてあって箇条書きが続くのですが、こういう部分というのは、あまり考え方を書いたりはしないのですか。

「本計画の特徴」というのであれば、沢山書く必要はないですけど、半ページくらいここで議論してきた考え方を踏まえて特徴を列記するような形でも良いのかなと思ったりしているのですが、このあたりいかがでしょうか。

事務局 これについてはこれから精査するのですが、「本計画の特徴」を記載するまでには、ここに至っている考え方や経過がありますので、それについては記載していくべきだと思いますので、そういった方向性で進めたいと思います。

会長 ここはわざわざ章を起こしてエネルギーをかけて書いている部分ですので、これまでの議論がしっかり残るような書き方を工夫していただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 遅れてきて、すでに議論がされたところかもしれませんが、この夏のこの状況で非常に強く感じているのは、重層体育館は基本は建替えないというようなことが見込まれています。これに繋がるかと思うのですが、体育施設の冷暖房化というようなことは、視野に入って基本的な要件にするかどうかということですけど。具体的な事実としては、一学期終業式を、本校の場合は体育館では行えず放送終業式みたいな形でやらざるを得ないようなことにもなっているということで、ここ数年の夏の異常気象というようなことがあると、十分な体育館の環境が整わないと学校活動に十分支障があり得る。今後もそういう傾向があると、強くこの夏は感じているところでして、そうした意味合いの対応を継続的なところでどうやって抑えていこうかという辺りはいかがでしょうか。

会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 体育館・武道場の空調という点ですが、まず参考になのですが、調査がありまして、平成29年4月現在なのですが、体育館・武道場の空調の設置状況、これは28年度の設置状況なのですが、国全体では、今回の西日本の集中豪雨で私も改めてびっくりしたのですが、普通教室に空調がついていない県がたくさんございまして、普通教室の室内温度が35度に達しているのでお昼から休校してしまうということがありました。これを踏まえた



うえで、聞いていただきたいのですが、国全体で体育館・武道場の空調設置率は1.2%。ただ、東京都となると8.4%になる。やはり首都圏の温度の上昇が非常に顕著であるということが考えられるのかなと思います。実は私たちの学校施設課ができた当初ですと、体育館の空調というのがそこまで考えていなかったところがございます。今、ここにきて、事務局側でも空調ってどうなのかなと思うところがあります。普通の授業で使うほかに、メディアでも発信された避難所として機能しないというのが報道されておりましたので、教育面と避難所の面で空調がどうなるか。空調をつける代わりに、空気の調整の方向が技術的にあるというのを調査し始めたところです。今のご質問で全く設置する考えではないということではないのですが、ちょうど検討が始まったということです。とはいえ八小と一中の基本設計が来年から始まるということで、方向性を出していかなければいけないと思っております。ではこの計画にどのようにしていくのかということは、実は今回素案として、次の第9回でまとめて、答申をいただくことになっておりますが、幸いにしてなのですが、市議会の方で特別委員会ができて、策定まで1年の余裕ができました。これは後ほどご説明しようと思ったのですが、協議会は終了するのですけれども、常に適宜その話し合われた内容は委員の皆様にもメール・書類で送っていかうかと思っております。もちろん、この議論の中で、空調についてはその中で検討に入ってくる可能性があるのかなと思っておりますが、今のところ、そこについては明言できない状況ですのでご了承いただきたいと思っております。

委員 現状だけもう少しお伝えしておく、今回、学校には熱中症対策としてはWBGTという測定器がありまして、湿度と温度の関係で31という数字を超えた場合は、運動原則禁止という危険度を示す数字があるのですが、今ほぼ朝8時半の時点で、既にその数字に達していて、日中は32度か33度という数字が出されています。この数字の通りになると、夏場の運動は一切できない。体育館も活動する場所には一切ならない。熱中症の問題は今年の夏の様々取り上げられていて、なぜ起こるのかというようなところについて無理してやらせないという原則がなかなか通らないというようなところがあったりするのですが、これは非常に大きな課題だろうなというふうに、今、現場では受け止めてこの数字に合わせていくと、ほぼほぼ夏季の間、学校は活動ができない。特に中学校の場合は部活動が一切できないというような状況になりつつありますので、これへの対応というのは喫緊の課題ではないかなと思います。

事務局 貴重なご意見ありがとうございます。今初めてその情報をいただきましたので、こちらの方しっかり共有して改めて調査をして考えていきたいと思っております。

会長 おそらく空調をつけるということは当然イニシャルコストにも関係してきますし、出来上がったあとの運用のランニングコストにかなり影響してくるので、ついている学校とついていない学校が混在するわけにはいかないの、かなり方針としては大きいですよ

ね。空調をつける場合でも、体育館のようなところは何にも考えずに設計してしまって、後からつけようとするとはほとんど不可能で、ものすごくお金がかかってしまうので、少なくともつけられるような、事後的な対応をしやすいしておくことを考えるかとか。その他にパッシブなものを含めた、エネルギーを使わないで環境を和らげてあげるような技術というのはいくつかありますので、逆にそれがうまく機能するのかどうかを、やってみないと特質がそれぞれありますので、おそらく見極められない。技術としてはあったとしても、小・中学校での運用とうまくなじまないとか、そういうこともありうるかもしれないので、その検討をしてみる必要がありますよね。逆にそういうものが有望であった場合には、先行してやるところでは是非モデル的にトライをして、検証をしていくという考え方も必要なのかもしれませんが。設備的な空調は何を入れればどうなるかはわかっているのですが、そこは良いと思います。仮にすぐにはつけないけど、これがずっと進行する時に、後からつけるかもしれないと思うんだったら、その対応を計画時に盛り込んでおくということだと思うのですが、環境技術の導入に関しては少し検討の見極めも必要ですし、場合によってはモデル的な先行導入みたいなものも必要かもしれません。その辺をご検討いただくとよろしいのかもしれませんが。そういう意味では、今回少し検討の時間がとれていることは良い側に向かうかもしれませんが、検討していただければと思います。その他いかがでしょうか。

委員 今のことにちょっと付け足し的なことで同じことで恐縮ですが、一中の場合は、古い体育館もいわゆる地上にある形なので思いっきり高温になるのですが、私が去年までいた三中は重層の地下体育館なのですが、地下はW B G Tが上がらないのです。一中にも武道場が半地下みたいなのところにあるのですが、そこは唯一上がらずに、卓球部や剣道部は夏休みも適切に活動ができていますので、他の部活は常にひやひやものでやっている。そういうことを考えると、会長の話にあるように、校舎の地下の部分というのは、もしかすると運動スペースを確保するとかというようなことが考えられるということ、また体育施設に代わるような可能性というのはあるのかなと思ったりします。ランニングコストが発生することもあるでしょうし、体育施設を新たに作って冷暖房完備とやるのは相当なものだと思うのですが、そういう発想の転換やつくりかたの部分で何か新しい試みができないか、というのはあるように感じました。

会長 今の話、地下はより冷えている空気がそこにあるからですね。地上でも植栽計画なんかでそういうこともできますけど、冷気を作る場所をちゃんとつくって、そこからの空気の流れを計画した建物を設計しているのかどうかで大分変わってくると思いますので。今回改築をするので建物の配置も含めて検討出来るわけですから、そういうことを少し意識しておくということも大事なこともかもしれません。地下でも良いですし、どこか北側の木陰でも良いですけども、快適な温度の空気があればその空気をどういうふうに入力して、暖かい空気を排出するかということを考えれば良いわけですし、送風の部分だけであれば、仮

にファンを使ったとしてもヒートポンプを合わせるよりはるかにエネルギーを使わなくて良いので、その辺も引き続き検討していただくとよろしいのではないかなと思います。その他いかがでしょうか。よろしいですか。ご発言のない委員の方もよろしければ、先ほども説明しましたように、まだ時間も少しありますので気になることがあれば読んでいただいて、事務局の方に返していただくということにさせていただければと思います。

それでは議題3は以上で終わらせていただきたいと思います。

これで、本日の議題は終了いたしました。それでは、最後に、4「その他」の部分について、事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、事務局から、1点ございます。次第にある(1)「今後の日程について」でございますが、今後の協議会の開催予定としては、次回の第9回が協議会の最終回の予定としておりまして、9月11日(火)午後2時30分から、場所は本日の会議室の向かいにあります第1会議室を予定しております。

また、答申日については、答申の期限が9月30日と聞いておりましたので、事務局の方で入れさせていただいておりますが、答申日については9月28日(金)午前9時00分から、府中市役所北庁舎8階の教育長室で予定しておりまして、田中会長と森岡副会長の2名で対応させていただきたいと事務局では考えております。

なお、本日の内容に対して、委員の皆様から意見等ございましたら、8月20日(月)までに、メールまたは紙ベースで、事務局の方へ提出いただければと思います。以上でございます。

会長 ありがとうございます。事務局から説明のあった「その他」について、ご意見やご質問があればいただけますでしょうか。

委員 今日の流れから比較になるかわからないですが、7月21日に会長の学校の研究室のプレゼンが非常に素晴らしいご提案、デザイン的なもの、構造的なものと、将来を見据えた学校のイメージ、新しい施設ができたような印象を受けたのですけれども。

それで、今回の長寿命化計画の中で財政の件が出ましたけど、実際色々な理想的なものも含めて新しい要素を含めたデザイン、構造、施設、なかなか素晴らしい各学校の状況に合わせた内容のものが出たわけですけど、財政的な面でそういう新しい提案に対応出来るよう是非ご提案の中で加えて頂けると良いのではないかと思います。財政面で制約があるから新しいご提案の中でいくつか採用していただける方法にならない、ということだと残念だなと思います。

会長 まずは、冒頭の部分は一部の委員の方にはお越しいたできて、お礼を最後に申しあげようと思っていたのですが。今のご発言はおそらく同じ計画の中で実現していく中で

色々な新しいアイデア、自由なアイデアが出てきた時に、より良いものは積極的に取り込んで実現していくための工夫や仕組みについて、検討する必要があるかもしれないというようなニュアンスのご発言だったかと思いますが、そういうのは何章に。

先ほど私から質問をしようかと思ってたのですが、次回、答申案を示していただくということで、資料38にもあるように今回第8回の内容が終わりましたので、5章についてご意見を20日までにいただいて、次回9月11日に第9回ということで答申案をほぼ完成したものを示しいただいて、その時に7章、8章を重点的に説明いただいて議論をするということになるのだろうと思うのですが、今日いただいた案でもいくつかのことを書いていただいていると思いますが、次回に向けてもう少し内容が充実化していくということのかなと思っているのですが、どの辺を引き受けて答申に入れていくのか検討しなければいけない部分になってくるのかなと思うのですが、もし現時点で先ほどの委員のご意見も踏まえて何かご返答がいただけるようであれば事務局の方からお願いします。

事務局 今回骨子としての素案をみなさんにご提示させていただいたのですが、先ほど仰っていただいたように、これをさらに色々と肉付けをしていく、かなりの肉付けになるかというところがあります。時間的なものもあって、計画として策定する際には、これに絵や写真を相当入れるということで事務局としては調整しており、そして一番重要なのは、これを出来る限り学校関係者、保護者に見ていただくということと思っています。出来れば市民の方に見ていただきたい。そのためにも見やすいものということで調整中ですが、どうしても今の予定ですと、言葉のボリュームはこれで肉付けしていくのですが、9月11日に皆様にお見せ出来るのは、まだ絵や図面があまりない状態かと思っています。絵をデザイナーに頼んだりすることがありまして、そこまで間に合わないと思っております。ですので、9月11日にお見せ出来るのは、若干表現が悪いですが、文言、文字の羅列になるのですが、文字については会長が仰ったように肉付けしますし、かなりボリューム感が出てくると思っています。委員が仰っていただいたものについても、出来る限りその中に入れていきたいというふうに思っているところでございます。

8月20日までに忌憚のないご意見を頂戴しながら、9月11日に答申案として提出するものを作成し、さらに一定期間意見を頂戴する予定でありまして、その次に答申を固めていきたい。あくまで文字的なもの、内容的なものを固めていきたい。その後、見やすさ、絵の入れ方、出来るだけ理解しやすいような注釈、そういったものを固めて1年後の策定に向けて色々なご意見を、さらにパブリックコメント、議会からのご意見、教育委員会からの意見等をそこに肉付けをして完成に向けて調整を図っていきたいと思っております。その過程はすべて委員の皆様にはお示しを、ご連絡をしていきたいと考えております。以上です。

会長 今日いただいた案を拝見する限りでも、すでに示されていることですが、整備スケジュールとしたら早期着手校から第1グループ第2グループと段階的に進んで、それ

らの中で財源も限られていますので、どういう風に効果的な整備をするのか工夫が必要になる部分なので、その辺りは8章となるのでしょうか。どういう書き方をするのか次回までに検討いただくということになりましょうか。今日は明確な案が示されていないので議論はあまりできないと思いますが、次回最終回になりますけど、この辺の最後の詰めの部分をご議論いただくことになろうかと思います。その他いかがでしょうか。

事務局 ちょうど終わりそうな感じなので1点、老朽化対策の委員の皆様のお耳に入れておきたいことがございます。この協議会にご参加いただいている委員の皆様には是非知っていただきたいことがございますので。急遽なのですが、言葉でのご説明となるのですが、ご容赦いただきたいと思います。

先般発生した大阪府北部地震でブロック塀が倒壊して、児童が亡くなってしまう痛ましい事故が発生してしまいました。本市はこの事故を受けまして、ブロック塀がある学校を調査しています。ブロック塀そして、あと万年塀ですね。この2つについて調査をさせていただきました。ブロック塀がある学校については小学校が9校ございました。単純にブロック塀がある学校です。小学校9校のうち箇所数でいえば10か所、そのうち、建築基準法不適合が8か所、劣化ありが6か所ということで、劣化も調査しましたので不適合と劣化が重なっていますので、10か所でありながら不適合が8か所あるいは6か所という結果が出ております。

中学校につきましては無しでございました。万年塀につきましては小学校6校11か所、中学校1校1か所ということでございます。

調査して、今後の対応なのですが、公道に接しているブロック塀・万年塀については直ちに撤去して新たなフェンス等を設置することを決定しております。すでに着手している状況です。これはどういうことかということ、本市における学校施設の施設面にあるブロック塀、万年塀で道路に接しているものは一切なくなるとことになります。問題は道路に接していない塀ということで、これについては隣地との境界となっておりますので、今後は地権者の同意を得ながら、協力を得ながら、出来る限り早くブロック塀・万年塀を撤去しながら、フェンス等に変えていくというところを進めていきたいと思っています。今注目されていて、東京都から各自治体及び各学校に調査が入っているところなのですが、この委員会の開催期間中にこのような事故が発生しましたので、この場を借りて報告させていただきます。なお、通学路の点検も同時に実施しておりまして、各小学校、中学校の校長先生に協力していただいて、こちらの隣地になるのですが、通学路上にあるブロック塀・万年塀の調査をさせていただきました。調査につきましては、建築基準法上適合しているかどうかというのは外見だけでは判断できませんので、特に高さが2.2mを超えるようなブロック塀や万年塀がある箇所や万年塀が劣化している、傾きがあるという箇所だけピックアップしてご報告をしていきたいところです。このタイミングにつきまして、市長部局である建築指導課というセクションがありますので、建築指導課の所管する範囲の中でチームの方にご相談とい

うところまでを、本市の役割として実施していくところあります。今回痛ましい事故を機に、さらなる安全ということで、一番重要なのは公道に接しているブロック塀・万年塀はこれになくなるということで、一つの安全対策が図られたということになります。同じ事故を二度と起こさないためにも、今後とも尽力してまいりますので何かございましたら、ご意見等いただけたら幸いです。

会長 ありがとうございます。ただ今ご報告いただいた件でご質問等はございますか。よろしいですか。

これで今日の議事はすべて終了いたしましたのでこれで第8回府中市学校施設老朽化対策推進協議会を終了します。長時間にわたり、お疲れ様でした。